

(再発注)第1回 入札説明書等に対する質疑・回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書 P2	2	2.2	2.2.2		事業方式	「既設施設の運転維持管理については仕様発注とするが提案も認めるものとする」とあります。事業者提案にて、既設第2浄水場を早期休止とした場合、これによって発注仕様書に変更が生じる可能性があります。そのケースでは、要求水準未達とはならないと、考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 休止を早める提案を認める旨、要求水準書に記載しています。
2	入札説明書 P7	3	3.2	3.2.2	(2)①(イ)	設計に関する要件	(イ)(B)「業務全般の技術的監理を行える者であること」と記載されておりますが、設計に関する管理技術者の配置は、設計期間のみを対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書 P1	1	1			本書の位置づけ	事業費の算出に当たり根拠となる資料は、本業務要求水準書などの「公告資料」と「閲覧資料」との理解でよろしいでしょうか。 また、調査(詳細設計)段階で異なる事実が判明した場合は協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。例えば、土質調査を行った結果、地盤改良が必要となった場合、設計変更協議対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本市が提示している資料と、実際に事業者が実施した調査に著しい相違がある場合は、変更協議の対象とします。
4	要求水準書 P10	3	3.3	(2)		原水水質及び膜ろ過水質	10月23日付公表の質疑回答No.37にて「浄水目標値を達成するため、最大限の努力を求めます」とのご回答をいただきましたが、要求水準書に記載されている原水水質と異なる条件の原水が流入した場合は、貴市がリスク負担者と考えてよろしいでしょうか。 また、原水水質が要求水準書と著しく違う場合に追加で注入する薬品等の増加費用分については、設計変更協議の対象とと考えてよろしいでしょうか。	前段・後段とも、ご理解のとおりです。
5	要求水準書 P21	2	2.2	(6)	表12	室諸元	発注者用の事務室の什器、備品は発注者様でご用意頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書 P27	2	2.9	2.9.1		工事監理業務	工事監理業務については、重点監理との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

(再発注)第1回 入札説明書等に対する質疑・回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
7	要求水準書 P37	3	3.32	(2)①		本業務実施にあたっての留意事項	「業務期間終了後1年以内に大規模修繕を要することのない状態で本市に引き渡すこと」とありますが、「大規模修繕」とは、新第1浄水場において、施設の改修や機器の更新などが必要な状態ではないこととし、発注者と事業者で協議するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	発注仕様書 3-9	第3部	第2章	【8】		中宮浄水場守衛業務	既設浄水場休止後は、既設浄水場の守衛業務が無くなると想定しておりますが、上下水道局庁舎、管理棟、脱水機棟、高度処理棟の夜間巡回は継続するという理解でよろしいでしょうか。	既設第2浄水場休止後においても、既設浄水場の守衛業務がなくなるわけではありません。仕様書に基づき守衛業務を実施する必要があります。なお、夜間巡回は仕様書に記載のとおり、上下水道局庁舎及び管理棟について、継続して実施する必要があります。
9	発注仕様書 3-9	第3部	第2章	【8】		中宮浄水場守衛業務	既設浄水場休止後は、既設守衛室横の自動門はどのような管理になるのでしょうか。(常時開、閉)	既設第2浄水場休止後の既設守衛室横の電動門は、常時開放することを想定しています。
10	設計・建設工事請負契約書(案)頭書頁	六				支払条件	設計業務にかかる事前調査費用並びに設計(基本・実施)に係る費用に対する支払いについては、業務が全て完了し、検査に合格すれば、その部分については、全てお支払いいただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本市が業務目的物の引渡しを受けたものについては、これに係る契約金額を全てお支払いします。なお、想定している対象業務は、調査業務、設計業務、設備台帳システム構築業務、工事監理業務です。
11	設計・建設工事請負契約書(案)P12	第25条	第3項			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	「請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき」とありますが、物価指数等とは、公共工事設計労務単価、大阪府土木工事等に関する積算基準・設計単価との理解でよろしいでしょうか。	物価指数等については、基準日の直近の公共工事設計労務単価、業種ごと(土木・建築・機械・電気等)の積算基準・設計単価を用いることとなります。
12	委託契約書(案)調印頁	3				業務内容	「要求水準書等」の定義は、「業務要求水準書、業務提案書等」となっていますが、「業務要求水準書、業務提案書等」の「等」とは業務要求水準書、業務提案書、質疑回答書、基本契約書(案)、設計・建設工事請負契約書(案)との理解でよろしいでしょうか。「要求水準書等」は第2項で業務場所、第3項で定義語、第3項及び第12条で業務内容を特定し、また本契約のその他の条項において多用されている重要な概念であるための質問です。	「浄水施設運転維持管理業務等委託契約書(案)」では、業務要求水準書等とは、業務要求水準書(発注仕様書、別紙含む)、業務提案書及び質疑回答書を指しています。

(再発注)第1回 入札説明書等に対する質疑・回答書

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	細項目	項目名	質問内容	回答
13	委託契約書 (案) P1	第3条	3			受注者の義務	「発注者が締結する住民協定等がある場合」は、受注者にその遵守が求められています。遵守内容を承知しておくため、もし既存の住民協定等がありましたら、ご開示願います。また、締結が予想される住民協定等がありましたら、概要についてご教示願います。	現在、地域住民との協定はありませんが、大阪広域水道企業団との協定(サージタンクの越流管の敷設)及びUR都市機構との協定(導水管の敷設)がありますが、事業者が本協定に基づいて維持管理等が必要となるものではありません。 なお、今後締結を予定している協定としては、本事業の実施に伴う上記協定の更新が考えられます。
14	委託契約書 (案) P1	第3条	3			受注者の義務	「発注者が締結する住民協定等がある場合」について、基本契約締結以降に住民協定等を締結する際は、事前に発注者と受注者で、その内容について協議することができる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	委託契約書 (案) P7	第18条	1			サービス対価の支払	臨時変動サービス対価(定期更新業務)について、機器の状態により実施時期と計画時期が前後する可能性があります。 実施時期と計画時期が前後した場合でも、維持管理期間中に、計画した全ての内容を実施すれば、要求水準を満たしており、対価が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、計画を前倒しする場合には、本業務終了後の引継ぎ時点の施設等の状況にご留意ください。
16	委託契約書 (案) P7	第18条	1			サービス対価の支払	入札書類提出において、提出資料に臨時変動サービス対価(定期更新業務)の価格を記載する様式がございません。様式の作成は事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	様式Ⅲ-9-2に「定期更新業務」を追記し、その内訳が記載できる様式Ⅲ-9-2-1を新たに追加しました。今回の修正等を行った様式については、ホームページに掲載します。
17	委託契約書 (案) P7	第18条	1			サービス対価の支払	参照指標について、年1回改訂されるものは直近過去のものをご想定しておりますが、毎月改定されるもの(電気、ガス、下水道)は、基準日の直近過去1か月のものを採用するとの理解でよろしいでしょうか。もしくは直近過去1年間(4月～3月)の平均値を採用するとの理解でよろしいでしょうか。なお、基準日については契約後の協議にて決定するとの理解でよろしいでしょうか。	毎月、支払い代金が改定されると予想されるもの(電気料金、ガス料金)については、請求のあった年度の前年度1年間の平均値を採用するものとします。 後段の「基準日」とは、「物価の変動及び賃金変動などに基づくサービス対価の改定」における基準日とご理解いたします。この理解であれば、「浄水施設運転維持管理業務等委託契約書(案)」P.42【別紙8】1.(3)に記載のとおりです。